

くらしの法律救急箱



第50回 ハンコ（印章）にまつわるギモン

実印と認印はどのように違うのですか。

A1

実印は、届出により印鑑登録して、市区町村で印鑑証明書の交付を受けられるようにしてあるハンコ（印章）をいいます。一人一人に限られ、どのようなものでも登録できるわけではなく、ゴム製のものや、大きすぎたり、逆に小さすぎたりするものは登録ができません。

認印は、個人の実印以外のハンコを指す言葉として一般的に用いられているようです。

Q2

実印と認印のどちらを押すかによって、書類の効力に違いはあるのですか。

A2

書類に実印を押しても、認印を押しても、法律上の効力には差はありません。「書類にハンコを押す」という事実そのものが重要であり、たとえ認印（いわゆる三文判と呼ばれるものも含みます）を押したに過ぎない場合でも、効力は妨げられず、その書類に記載された契約内容に拘束されることとなります。

では、実印はどのような効力を持つのでしょうか。

実印は、法律で求められる場合や、重要な取引書類に用いられています。例えば、不動産を売却した際、不動産の売主が移転登記申請を行うには、必要書類に実印を押すよう求められ、あわせて印鑑証明書を提出する必要があります。

一般に、実印は大事に保管されており、印鑑証明書は原則として本人又は本人から依頼を受けた人が入手すべきものといえますので、本人が実印を持ち出して書類に押し、印鑑証明書を提出する、つまり、実印と印鑑証明書がセットで用いられる場合は、本人の「取引をする意思」が明確に確認できることとなります。取引の書類に実印の押印が求められるのは、このような意味合いからです。

Q3

契約書への署名のほかに必ず押印が必要でしょうか。

A3

欧米では、ハンコを押す代わりにサイン（自署）が用いられますが、我が国でも契約書に自署すれば、たとえ押印がなくても、「契約を締結した」という十分な証拠になるといえるでしょう。近時は、ハンコ（特に三文判のようなもの）が安価で購入できますし、ハンコの複製も容易ですので、証拠力としてはサインの



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

方が高いともいえます。つまり、「ハンコを押していないから大丈夫」とはいえませんが、書類に安易に自署をしてはいけません。

他方、書面上に氏名が印字されている場合、それだけでは、「契約を締結した」ことの証拠力は極めて弱く、記名の横に押印をすること (記名押印) が必須といえるでしょう。

「捨て印」を求められましたが、押しても問題ないでしょうか。

A4

捨て印は、内容の訂正が必要な場合に備えて、あらかじめ欄外に押しておくものです。些細な訂正が必要となった場合、捨て印があれば、わざわざ訂正印をもらわなくても内容変更の処理ができるため、事務の便宜の観点から求められることが多いといえるでしょう。ただし、契約の根幹に関わるような内容については、「捨て印」で対処するのはお勧めできません。そのような場合は、訂正する内容を書類に記載して、その部分に「訂正印」をもらうべきではないでしょうか。もっとも、捨て印で変更が認められる範囲は法律で定められているわけではないので、重要な書類については、無断で訂正されないよう、捨て印は押さないでお

くのが無難です。

第三者に実印を無断で契約書に使われた場合、契約の効力はどうなりますか。

A5

本人が権限を与えて、第三者が本人の印鑑を使って押印することはでき、この場合、契約は有効となります。他方、本人の委任もないのに第三者が無断で契約行為をした場合、その契約は原則として無効です。

しかし、取引の相手方の立場で見ると、二つの場面の外観は同じです。そこで、実印が無断で使われたことについて、本人に帰責性がある場合には、契約が有効と扱われることがあります。例えば、本人が過去に第三者に代理権を与えて実印を預けており、その代理権が消滅した後も実印の返還を受けなかった場合など、取引の相手方が「その第三者に代理権がある」と信じるに足る状況があった場合には、契約行為が有効とされることがあります (その結果、本人が損害を被った場合は、第三者に対して損害賠償請求することができます)。

実印や印鑑カードの管理はしっかりと行いましょう。